

# 第 19 回総会議事録

(令和 4 年 1 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第19回総会 議事録	
日 時	令和4年1月26日(水) 午後2時00分～午後3時25分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 18名 欠席委員数 1名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第9号議案 都市農地における耕作の事業に関する計画の決定等について</p> <p>第10号議案 委員の担当地区分担の変更について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した12月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>25番 許可</p> <p>26番 許可</p> <p>27番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>27番 許可相当</p> <p>28番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>24番 許可相当</p>

	<p>25番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>19番 証明交付</p> <p>20番 証明交付</p> <p>21番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>35番 利用確認</p> <p>第6号議案</p> <p>3番 承認</p> <p>第7号議案</p> <p>10番 証明交付</p> <p>第8号議案</p> <p>17番 協力</p> <p>18番 協力</p> <p>第9号議案</p> <p>1番 決定</p> <p>第10号議案</p> <p>決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後2時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員18名、欠席委員1名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第19回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号18番 白井 秀幸委員、19番 小島 重信委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>25番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>本申請は令和3年10月の第16回総会にて、3条買受-1として審議済みのものです。売買決定通知書と併せて3条許可申請書が提出されましたので、許可しましたことをご報告いたします。</p>
議長	<p>25番については、報告となります。</p> <p>続いて、26番及び27番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>26番と27番は関連案件のため、一緒に説明いたします。</p> <p>26番と27番の申請目的は、所有権の交換です。田と畑の交換について話がまと</p>

まったため申請に至りました。

26番の譲受人の耕作農地は、交換後80aになります。27番の譲受人の耕作農地は、交換後183aになります。いずれも緑区の下限面積30aを超えています。

両譲受人とも耕作農地は良好に耕作されており、元々申請地の周辺に農地を所有しているため、通作距離、周辺調和要件についても問題ないと考えます

以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、許可相当として考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

26番及び27番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員

26番の申請人は、家族の協力を得ながら農地を綺麗に耕作されています。申請地には栗や柿といった果樹を植えると伺っています。27番の申請人は、田と果樹を非常に綺麗に耕作されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

26番及び27番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、26番及び27番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、26番及び27番は許可と決定します。

続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。27番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は、高齢のため耕作が困難になってきていたところ、資材置場として利用したいと申し入れがあり転用申請するものです。申請人の世帯が所有している市街化区域の土地は既に宅地や駐車場として賃貸をしていること、調整区域の土地は農用地や集団農地の中の農地であることから申請地以外の土地では本申請の転用はできません。

借受法人は建設業を営む法人で、これまで外部発注をしていた外構工事業務を自社施工に切り替えるため、砕石や砂利等の資材を保管・積載作業をすることができる面積500㎡程の正方形に近い土地を、現在の事業敷地より車で20分以内の距離で探していたところ、条件に当てはまる借受可能な土地は申請地しかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内に存し、10ha以上の集団農地に含まれません。

被害防除について、場内は入口部分をコンクリート敷き、それ以外を砕石敷きとし、雨水を自然浸透させます。土砂流出については、北側との境界は既存の鉄板土留めを、南側との境界は既存のブロック塀をそのまま使用し、東側との境界には高さ1mの鉄板塀を新設します。なお、隣接地に農地はありません。

本申請地の北西側と南側は既に道路として転用されていますが、この部分につい

ては、土木事務所が道路法の道路事業の一環により昭和56年に申請者の同意を得て施工したものであることを、都筑土木事務所に確認済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。申請地については、1月12日に栗原茂委員にご確認いただいております。以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

27番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。

栗原茂推進委員

先日、事務局と現地を確認しました。申請地はやや傾斜がありますが、申請書には不陸調整をしたうえで砕石敷きとすることが記載されていることを伺っており、傾斜による滑落は防止できると認識しました。特に問題はないと思います。よろしくご審議の程よろしくお願いたします。

議長

27番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、27番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、27番は許可相当とし市に進達します。  
続いて、28番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は主に養鶏を営んでいます。現在養鶏場の一角で玉子の販売を行っておりますが、公道からのアクセスや鳥インフルエンザ等の感染症の観点から、養鶏場内での販売をやめ申請地に直売所を建てるために転用申請するものです。申請者の所有農地は他にもありますが、農用地であつたり公道に面していない場所のため、直売所の立地には不向きです。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管があり、500m以内に北八朔第一公園と市立山下みどり台小学校があります。

被害防除について、建物まわりや駐車場は砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。建物屋根の雨水は、樋から浸透枠で処理し、オーバーフロー分は道路側溝へ放流します。汚水及び生活排水は下水道本管へ接続により処理します。東側法面は、雨水による土砂流出を防ぐため、転圧による締固めを十分に行い既存の生垣は残します。北側にある宅地との境は既存のコンクリートブロックを活かします。所有農地に違反転用はありません。

他法令の手続きですが、建築許可申請について建築局調整区域課で受付済みです。風致地区についての申請も建築局建築企画課で受付済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

28番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員	事務局の説明のとおりで、何ら問題はありません。
議長	28 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、28 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、28 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。24 番について、事務局から説明してください。
事務局	本申請による転用用途は、駐車場です。譲受人は事業の需要増加により新たに作業場1,300㎡ほどの拡張が必要となり、現在の事業地から10分圏内で1,300㎡程度の土地を探していたところ、希望条件を満たす唯一の土地が申請地でした。これまで作業場兼駐車場として使用している土地を作業場専用とし、申請地を駐車場専用として使用する計画です。 立地基準は第 3 種農地、前面道路に上下水道管が敷設されており、半径500m内に東方公園と池辺町八所谷戸公園があります。 被害防除について、場内は全面アスファルト敷きとし、雨水が南側に流れるよう水勾配をつけ、新設するU字溝と浸透施設を通して雨水を排水します。西側・南側の農地との境界にはコンクリートブロック 3 段と高さ0.8mのネットフェンスを新設、北側の道路との境界には地先ブロックを新設します。両農地の所有者には転用計画が説明され了承を得られています。 造成面積が1,000㎡を超えていますが、雨水浸透阻害行為について令和 3 年12月24日付で許可を得られています。前面道路側溝への横断暗渠の設置については、都筑土木事務所と調整済みです。 計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。
議長	24 番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。
栗原茂推進委員	事務局の説明のとおりで、何ら問題はありません。
議長	24 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、24 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長	<p>賛成多数と認め、24 番は許可相当とし市に進達します。      続いて、25 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、東京都港区でスポーツ教室の開催・運営を行っています。かねてより地元住民から野球教室の開催を求められており、また周囲 1 k m以内に小学校、複数保育園・幼稚園があることで新規生徒の確保も見込めることから、申請地付近での新規練習場を探していました。申請地には、通常レッスン最大人数12人を同時に指導でき、周囲に住宅等もないため適地であると判断し、転用申請するものです。</p> <p>立地基準は第3種農地です。300m以内に東山田駅があります。</p> <p>被害防除について、雨水は浸透性人工芝敷による自然浸透とします。周囲は防球ネット最大4mを設置し、バッティング練習エリアには天井にも防球ネットを施します。夜間練習用に照明を設置しますが、通常練習場で必要な出力よりも低く設定し、全て内側に設置することで周辺農地への影響を軽減します。</p> <p>計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として市に進達したいと考えています。</p>
議長	<p>25 番について、地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。</p>
栗原智委員	<p>1月14日に事務局と現地を確認しました。何ら問題はありません。</p>
議長	<p>25 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。      無いようですので、25 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、25 番は許可相当とし市に進達します。      続いて、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。      19 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>相続人はこれまで祖父である被相続人とともに農業経営をされてきました。申請地は主に植木畑や露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのことです。</p> <p>以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして妥当であると考えます。</p>
議長	<p>19 番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。</p>
栗原茂推進委	<p>事務局と相続人とともに立ち合いました。きちんと手入れをされ管理されていま</p>

員	した。何ら問題ありません。
議長	19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、19番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、19番は証明交付とします。 続いて、20番について、事務局から説明してください。
事務局	相続人は露地野菜を中心に7筆すべてを良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。なお、面積については、一部の筆に農業用倉庫があり、その面積を除外しております。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。
議長	20番について、地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。
小川名委員	事務局と相続人とともに立ち合いました。オリーブの栽培に力を入れられていました。何ら問題はありません。
議長	20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、20番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、20番は証明交付とします。 続いて、21番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、1月19日に相続人・大立委員・事務局で立会いを行いました。納税猶予の制度をよく理解されておりました。現地調査により、露地野菜畑として農地が適正に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのことでした。 以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。
議長	21番について、地区担当の大立委員の意見はいかがですか。
大立委員	1月19日に事務局と共に現地調査をしました。本人も意欲的に取り組むと話して



いましたので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、21番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、21番は証明交付とします。  
続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。35番について、事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件につきまして、12月21日に地区担当委員の野路委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は、露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。

以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。

議長

35番について、地区担当の野路委員の意見はいかがですか。

野路委員

事務局が説明した通り、何ら問題ないと考えています。

議長

35番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
意見等が無いようですので、35番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、35番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。  
続いて、第6号議案「農地造成工事の承認について」審議します。3番について、事務局から説明してください。

事務局

今回の申請地は現況は田ですが、今後レモンを育てたいとの希望があり、1,210㎡の土を搬入して、畑として整えることが目的です。申請地は、北東側は田、南東側及び南西側は水路をはさんで道路、北西側は水路に接した土地です。隣接地権者、地域の水利組合から造成工事の同意を得ております。土は港北区新吉田町から申請地南東側の公道を通り、搬入します。馬入れ部分を除いて四方向全ての境界手前に鋼板を設置し、法面はクローバーを植栽します。

以上、計画は妥当と考えます。

議長

3番について、小原推進委員の意見はいかがですか。

小原推進委員

事務局が説明した通り、何ら問題ないと考えています。

議長

3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、3番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

賛成多数と認め、3番は承認と決定します。  
続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。10番について、事務局から説明してください。

事務局

令和2年8月3日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申し出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長

10番について、地区担当の飯田推進委員の意見はいかがですか。

飯田推進委員

先日、申請者とお話をしました。所有者は亡くなるまで周りの方の援農を受けながら耕作されていましたが、援農者も高齢になり畑を続けることが難しくなってきました。家族で耕作できる300㎡ほどは生産緑地のままとし、残りは生産緑地を解除したいとのことです。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

小池委員

お亡くなりになったのは令和2年とありますが、死亡してから証明書を願い出るまで期間が経っているのは大丈夫でしょうか。

議長

議案書に死亡年月日が令和2年8月3日となっておりますが、事務局説明をお願いします。

事務局

申請書には死亡年月日が令和2年8月3日と記載されていることを確認しています。主たる従事者証明の発行に際して、買取り申出事由が生じてから証明願を申請するまでの期間に制限はありません。

議長

10番について、その他の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、10番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、10番は証明交付と決定します。 続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。17番及び18番について事務局から説明してください。
事務局	主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、2月4日(金)を期限として事務局までご連絡ください。
議長	17番及び18番について、あっせんに協力します。 続いて、第9号議案「都市農地における耕作の事業に関する計画の決定等について」審議します。1番について、事務局から説明してください。
事務局	議案内容を説明する前に、まず都市農地貸借法の概要について説明します。 都市農地貸借法に基づく手続では、まず、横浜市に対し、借受予定者から事業計画書が提出されます。その後、市から依頼を受け、農業委員会でその計画内容が妥当であるかを「決定」し、それを踏まえ、市で最終的に計画を「認定」する流れになります。認定後、貸借が開始します。 事業計画の決定に当たっては、申請者が「農作業に常時従事する農業者」である場合は、農地法3条の許可を受けるのとおおむね同等の要件を兼ね備えているかどうか判断基準となります。 具体的に、農地法3条許可と同一の要件としては、申請者が耕作の事業の用に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるか(全部効率要件)、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないかです。一方で、農地法3条許可のような下限面積の設定はありません。 また、この法律独自の要件として、「都市農業の有する機能の発揮に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う」ことがあります。 申請地において生産された農作物を申請地が存在する市町村内でおおむね5割以上販売する場合、申請地で栽培する品目を地域特性に応じた奨励品目等を導入する場合など、いずれかの要件に該当し、周辺地域と調和する農地利用をすることが必要となります。 それでは、議案内容についてご説明します。 土地所有者は、 <sup>せきちゅうかんきょうさくしゅう</sup> 脊柱管狭窄症等の理由から営農が困難な状況になり、平成30年に生産緑地の一部を買取申出しています。残った生産緑地は、ご家族を中心に管理してきましたが、作付まで手が回っていなかったところ、隣地の生産緑地を耕作する申請者から借り受けたいとの提案があり、話がまとまりました。 申請地は、現在、相続税納税猶予の適用を受けていませんが、所有者は特定生産緑地に指定申出し、農地として長く継続したい意向がありました。このため、都市農地貸借法に基づき生産緑地を貸借し、生産緑地を維持していくこととなりました。

申請者は、申請地の隣地の生産緑地を耕作しています。隣接の生産緑地を含めていづれの経営農地も、露地野菜を中心に全て良好に耕作されていることは確認済みです。申請地は、貸借後、隣接の経営農地と一体として、ジャガイモやダイコンなどの露地野菜畑として耕作予定です。

なお、申請者は認定農業者であり、県のトップ経営体育成事業の補助を受けるなど、周辺地域で精力的に営農している方です。現在の申請人世帯の経営面積は216aで、申請地を貸借後には235aとなります。

本法独自要件の当該農地における耕作の事業内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するか否かですが、JAの生産奨励品種の栽培をする予定となっており、都市農地貸借法の施行規則第3条第1号のハ(3)の地域特性に応じた作物を導入・販売するに該当します。

申請地は自宅から約600m、車で約5分となっており、経営農地の隣地でもあるため、通作距離に問題はありません。

常時従事者は、本人も含め4名です。現在の耕作状況から、必要である日数の150日について従事することが見込まれます。

申請人は、申請地隣地を含めて周辺地域で営農しているため、周囲との調和条件についても問題ありません。

なお、生産緑地法施行規則の改正により、生産緑地を買取申出する際の主たる従事者には、都市農地貸借法及び特定農地貸付法に基づき生産緑地を貸借している場合、主たる従事者が1年間に従事した日数の1割以上を従事した者も含めることになっています。

今回の案件では、貸借開始後は、所有者とその息子は、申請地の緑辺部の草刈りや見回りなどの日常管理を行い、主たる従事者の一割の日数を従事予定となっています。

そのため、ご相続が発生した場合、事業計画通り、所有者が主たる従事者の日数の1割以上従事していることが認められれば、貸借した後であっても、地権者の死亡を事由に生産緑地の買取申出をすることができます。

以上、事業計画の決定要件を満たすと考えております。

議長	1番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。
内田推進委員	事務局の説明の通りで、何ら問題ありません。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
根本推進委員	今回の議案について異議はなく、計画決定は問題ないと思います。 本法律に基づく貸し借りの事例は、今回が初めてだと思います。この法律ができた当初、生産緑地を借りたいという方がいましたが、借受人に求められる公的書類が多く、費用等の関係から諦めてしまったと聞いています。法律上、3条許可に準じた全部効率利用要件等の審査があるため仕方ない部分があるとは思いますが、調整区域

	<p>内での利用権設定に基づく貸し借りの場合と比べて、借受人の申請書類の負担が大きいのではないかと考えています。</p> <p>今回の事例では、実際にどのような書類の提出を求めたのでしょうか。</p>
事務局	<p>都市農地貸借法に基づく今回の事例のような貸付は、中央農業委員会管内では2事例目です。1事例目は神奈川県神奈川区神大寺で、案件がありました。</p> <p>必要書類については、基本的には農地法第3条の許可申請に準じた書類をご用意いただいています。</p> <p>3条の許可申請書に代わり事業計画認定申請書と賃貸借契約書案を、他に申請地の公図・案内図、権利関係を確認するために申請地の土地登記簿謄本の提出を求めています。</p> <p>今回の事例のように借受人に経営農地がある場合は、これらに加えて、経営農地すべての公図・案内図、借受人世帯の名寄帳あるいは納税通知書の写しをご提出いただきます。なお、今回の事例ではありませんでしたが、例えば南西部農業委員会管内に経営農地をお持ちの場合は南西部農業委員会が発行する耕作証明を、東方地区のような土地改良区内に経営農地をお持ちの場合は、一時耕作地証明の添付をお願いしています。</p> <p>経営面積が多い方ほど書類が増えてしまい、負担は大きくなってしまいますが、事務局としては、法律上定められた全部効率利用要件等の確認のため、これらの書類の添付は必要だと考えています。</p>
根本推進委員	<p>経営農地の土地の登記簿謄本の提出は不要なのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請地については、権利関係を確認するために、登記簿謄本をお願いしていますが、経営農地については納税通知書の写しの添付で対応しています。納税通知書の写しでも、土地の名義や面積を確認できるためです。今回の事例では、借受人世帯の土地の名義が3名に及んでいたため、3名分の納税通知書の写しをご提出いただきました。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番については決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め決定し、案の通り決定することとします。</p> <p>続いて、第10号議案「委員の担当地区分担の変更について」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>今月上旬に北見推進委員がご逝去されたことに伴い、担当地区の変更について皆</p>

	<p>さんにお諮りするものです。お配りしている担当地区分担表（案）新旧対照表のとおりと考えています。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>10号議案について、加藤委員には北見委員の担当地区を受け持つことを承諾いただいています。委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、10号議案については決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>（挙手）</p>
議長	<p>賛成多数と認め決定し、案の通り決定することとします。</p> <p>議事については終了しましたので、報告事項第1号から第8号について、野路委員をお願いします。</p>
野路委員	<p>報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。</p>
事務局	<p>報告事項第1号から第8号まで一括で報告。</p>
野路委員	<p>ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。</p> <p>これをもちまして、第19回総会を終了します。</p> <p>（午後3時25分閉会）</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名人

署名人

令和4年1月26日開催 第19回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子 利一		出席	
4	坂田 清一		出席	
5	加藤 保		出席	
6	栗原 智		出席	
7	守谷 弘	連合会監事	出席	
8	大立 尚登	連合会理事	出席	
9	阿部 敏		出席	
10	大澤 博		出席	
11	岡部 弘		出席	
12	河原 俊一	連合会理事	出席	
13	大塚 喜彦		出席	
14	関戸 裕一		出席	
15	平本 武夫		欠席	
16	小池 誠一郎		出席	
17	小川名 重典	連合会理事	出席	
18	白井 秀幸		出席	議事録署名人
19	小島 重信		出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野 清		欠席	
2	栗原 茂		出席	
3	小山 正博	連合会理事	出席	
4	齋藤 公		出席	
5	鈴木 輝雄	連合会理事	欠席	
6	永島 善範		出席	
7	根本 栄治		出席	
8	吉野 幸弘		出席	
9	飯田 清		出席	
10	内田 □一		出席	
11	大矢 勝		出席	
12	小原 甲史		出席	
13	齋藤 春美		欠席	
14	佐藤 孝春		出席	
15	新川 和生		出席	
16	森田 喜八郎		出席	
17	吉濱 勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし